

契約案件名	法律顧問契約			1
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	弁護士法人中央総合法律事務所		
	所在地	大阪市北区西天満2の10の2幸田ビル11階		
契約金額（税込）	1, 100, 000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市では、昭和52年度以前より法律顧問として中央総合法律事務所と契約をしている。この間、本市の業務について、既に訴訟係争中のものや係争に至らないまでも、係争を想定し、経過を見ながら法律相談しつつ対応をしているものもあることから、現時点において適切かつ迅速な対応のできる唯一の法律事務所である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは同事務所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	例規データベース更新等業務委託			2
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：2, 028, 000円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の例規データベースは、(株)ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにしてカスタマイズされたものである。このため、このデータベースを更新するためには、同システムを一部改変する必要がある、それを遂行できるのは、権利を有する同社において他にない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	法制事務支援業務委託			3
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	1,320,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本業務は、別に締結する例規執務サポートシステムを使用して本市例規整備や法規業務の支援を迅速かつ適切に行うためのものである。同システムについては、(株)ぎょうせいが使用権を有している。このため、(株)ぎょうせいは、本業務を遂行できる唯一の会社であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	例規執務サポートシステム使用許諾契約			4
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	660,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市では、効率的な執務業務に資するため、例規の検索や編集等を円滑に行える阪南市例規データベースを備えている。このデータベースは、(株)ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにしてカスタマイズされたものである。</p> <p>本契約は、このシステムの使用許諾であり、同社以外との契約はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。</p>			

契約案件名	阪南市クラウド型高速一斉情報配信サービス利用契約			5
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	バイザー株式会社		
	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号		
契約金額（税込）	924,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本業務は、災害時など有事の際に情報発信することが想定されるため、迅速かつ正確性が求められる中においても簡単に多メディアへの一斉情報配信することが求められることから、バイザー株式会社の製品「すぐメールPlus+」を導入しており、同社の製品を利用することから利用契約を行うのはバイザー株式会社以外において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものであります。			

契約案件名	防災行政無線（固定系）保守点検業務委託			6
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	イズミ総合システム株式会社		
	所在地	阪南市新町71-1		
契約金額（税込）	1,375,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	防災行政無線及びJ-ALERTは、地震等災害発生時に速やかに市民に対して情報を伝達することから、システム及び機器に障害が発生したときには、24時間365日体制での緊急出動や点検等、迅速な対応が求められます。そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線及びJ-ALERTのメーカーである、パナソニックシステムネットワーク(株)の本市での唯一の特約店であり、システム及び機器を熟知し、24時間体制による緊急対応が可能なイズミ総合システム株式会社以外において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。			

契約案件名	防災行政無線（移動系）保守点検業務委託			7
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	イズミ総合システム株式会社		
	所在地	阪南市新町71-1		
契約金額（税込）	927,850円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>防災行政無線移動系は、災害発生時に電話等が不通となった場合、唯一の通信手段として、市の防災拠点や指定避難所の小中学校に半固定型無線機を設置しており、システム及び機器に障害が発生したときには、緊急出動や点検等、迅速な対応が求められます。そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線移動系のメーカーである、パナソニックシステムネットワーク(株)の本市での唯一の特約店であり、システム及び機器を熟知し、24時間体制による緊急対応が可能なイズミ総合システム株式会社以外において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	公会計システム保守業務委託			8
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	695,640円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムと連動した(株)システムディ製の公会計システム「PPP」及びサーバ、ハードウェア等の機器を含めた全体の保守作業であり、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	財務会計システム電子決裁連携保守業務委託			9
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	554,400円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムの電子決裁連携対応に係る保守作業であり、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	イントラネットシステム保守業務委託			10
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	2,896,740円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、本市の情報化及び電子化を目的として構築されたイントラネットシステムに係る保守業務であり、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	マイナンバー利用事務系持ち出し制御システム保守業務委託 1 1		
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社大塚商会 LA関西営業部	
	所在地	大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号	
契約金額（税込）	832,260円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、個人番号利用事務系システムの端末に対して、情報持ち出しによる住民情報の流出を防止するため導入・構築したシステムに係る保守業務である。同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定制及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムの落札業者である東京センチュリー株式会社より導入・構築を再委託された株式会社大塚商会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	情報セキュリティ強化・二要素認証システム保守委託 1 2		
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	640,200円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、個人番号利用事務系システムのクライアント端末に対しての利用者認証の強化を実施するために導入・構築した、二要素認証システムに係る保守業務であり、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定制及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用料			13
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社オプテージ		
	所在地	大阪府大阪府中央区城見2丁目1番5号		
契約金額（税込）	1,803,120円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、大阪府が大阪版自治体情報セキュリティクラウド構築業者の入札を実施した結果、(株)ケイ・オプティコム（平成31年4月より「(株)オプテージ」に社名変更）が落札した。標記業務の構築に関しては大阪府が契約を交わし、運用にあたるサービス利用料に関しては大阪府下の各市町村が契約をすることとなったため、当該事業者以外の事業者ではサービス提供が不可能である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託			14
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,417,480円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの印刷校正業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市住民情報システム保守点検業務委託			15
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	21,217,680円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市住民情報システムサービス利用			16
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	27,040,200円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同サービスを提供している株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。以上の理由により、本業務を提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			



契約案件名	阪南市住民情報システム機器賃貸借			17
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	520,080円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行のクライアント環境を再リースする必要があることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。以上の理由により、本業務を提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	業務用チャットツール利用			18
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	792,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体を取りまとめて共同調達を実施したものである。事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施されており、手続の透明性・公平性が担保されているとともに、本市においても一構成員として同連絡会議事務局に事業者選定を委任することで、本枠組に参加するものである。このことから、他の事業者と契約することはできないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市総合相談事業（人権相談）業務委託			19
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35-1		
契約金額（税込）	3,511,619円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>人権相談事業は相談者の複雑かつ多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有するものを選定して契約の相手方とすることが競争入札よりも契約の目的を達成するうえで妥当であり、本市の人権施策の推進に寄与するものである。</p> <p>阪南市人権協会は市民の人権意識の高揚と確立を図ることを目的として創設され、活動として「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、中でも「人権相談」を重要施策として位置づけ、人権に関する幅広い知識と専門性を有するのみならず、様々な相談や問い合わせに適切に対応できる相談員を確保し、本業務を実施できる唯一の団体である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約する。</p>			

契約案件名	令和5年度阪南市DV被害者支援女性相談事業業務委託			20
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35-1		
契約金額（税込）	3,657,152円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>女性相談事業は相談者の複雑かつ多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有するものを選定して契約の相手方とすることが競争入札よりも契約の目的を達成するうえで妥当であり、本市の人権施策の推進に寄与するものである。</p> <p>阪南市人権協会は市民の人権意識の高揚と確立を図ることを目的として創設され、活動として「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、中でも「人権相談(女性相談)」を重要施策として位置づけ、人権に関する幅広い知識と専門性を有するのみならず、様々な女性相談や問い合わせに適切に対応できる相談員を確保し、本業務を実施できる唯一の団体である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約する。</p>			

契約案件名	無料法律相談委託			21
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	大阪弁護士会		
	所在地	大阪市北区西天満1丁目12番5号		
契約金額（税込）	1,382,220円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>市民から法律的判断を必要とする相談を受けるという業務内容であり、専門性が高く、適切な判断が必要である。</p> <p>大阪弁護士会では、法律相談を行う弁護士に対して研修や指導を行っており、専門的な知識を身に付けた弁護士で組織されている。また、弁護士の数も多く、急な欠席等の場合にも代替弁護士を臨時に派遣するなどの対応があり、法律相談を安定的に運営することができる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市観光振興PR業務委託			22
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	一般社団法人 阪南市観光協会		
	所在地	阪南市尾崎町2-2-11-201		
契約金額(税込)	2,700,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、市の魅力を対外的に発信し、知名度を高めるとともに、地域の情報を発信していくことによる交流人口の増大を目指すものである。本市観光協会は、地域観光振興を推進する組織として、地域情報の発信や地域のイベントへの参画、新たな観光資源の磨き上げなど、地域観光の推進を図る団体である。この業務内容に鑑みると、阪南市の観光振興PRを十分に実施した上で、地域の観光資源の磨き上げや体験観光型集客イベント、PRグッズの作成・配布などを推進できる事業者は、同協会以外はないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託			23
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社トラストバンク		
	所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号		
契約金額(税込)	26,002,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託			24
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社アイモバイル		
	所在地	東京都渋谷区桜丘町22-14 NE.SビルN棟2F		
契約金額(税込)	15,235,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託			25
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	ANAあきんど株式会社		
	所在地	東京都中央区日本橋二丁目14番2号		
契約金額(税込)	1,761,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託			26
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	東日本旅客鉄道株式会社		
	所在地	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号		
契約金額(税込)	527,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「JREモールふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			27
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社さとふる		
	所在地	東京都中央区京橋2丁目2番1号		
契約金額(税込)	11,078,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、受領証明書の発行、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			28
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹		
	所在地	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地		
契約金額（税込）	7,215,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	ふるさと納税ポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			29
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市商工会		
	所在地	阪南市尾崎町35番地の4		
契約金額（税込）	172,355,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	全国の自治体において、ふるさと納税の返礼品として、地元特産品を提供し寄附受入れの増加を図っている。本市においては、包括的に地元特産品を取り扱う事業者及び団体等は、阪南市商工会しか無く、本業務を委託できるのは阪南市商工会において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	声の広報製作業務委託			30
担当部名	未来創生部	担当課名	シティプロモーション推進課	
契約相手方	名称(商号)	阪南市視力障がい者福祉協会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目2番6号 B号室		
契約金額(税込)	541,200円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>「声の広報」は、阪南市視力障害者福祉協会により広報はんなん(折り込みチラシを含む)を音訳の上、90分テープに録音し、毎月1回、主に1級及び2級の視力障がい者に郵送している。視力障がい者の立場をより理解する同協会に委託することは、視力障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上に資することにもなり、また、選定条件を満たす事業者が阪南市視力障害者福祉協会の他にないことなどの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市ホームページCMS利用			31
担当部名	未来創生部	担当課名	シティプロモーション推進課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社スマートバリュー クラウドイノベーションDivision		
	所在地	大阪府大阪府中央区道修町3-6-1 京阪新御堂筋ビル14階		
契約金額(税込)	1,980,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項			
随意契約理由	<p>標記契約は、本市ホームページのコンテンツ管理システム(Content Management System)を利用するためのものであり、同システムを利用するには、導入・構築したCMS提供事業者である株式会社スマートバリューと契約することをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			



契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア保守契約			32
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,024,320円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	住民基本台帳ネットワークシステムの運用には、既存の住民基本台帳システム（COKAS-ADⅡ）に連動させる必要がある。ゆえにCOKAS-ADⅡの導入・委託契約をしている株式会社南大阪電子計算センターとの契約は必須である。株式会社南大阪電子計算センターと契約することにより、COKAS-ADⅡと住民基本台帳ネットワークシステムが一体となって維持管理することで障害発生時には円滑に対応できることやソフトウェア運用に関する指導、適用作業及び動作確認作業等についても連動して対応できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレス保守サービス契約			33
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	968,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和5年8月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	現在使用しているシステムは富士フイルムシステムサービス株式会社が開発元である。ソフトウェアの保守については、その内容は開発業者しか知りえず、不具合の原因特定は他業者ではできない。 また、法改正に伴うシステムのバージョンアップも同社でないとできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用权許諾契約			34
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	770,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和5年8月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	ソフトウェアは、当該システムの導入業者により開発されたものであり、同ソフトウェア開発者が知的所有権を有し、他の業者のソフトウェアでは適合しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	戸籍事務遠隔支援サービス運用保守委託			35
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	1,547,040円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	戸籍事務遠隔支援サービスは、戸籍届書の処理業務のうち、入力及び照合を行うもので、業者はLGWAN回線を介して、戸籍届書等が登録されたデータにアクセスし、作業を行う。データは戸籍システム上に存在し、戸籍システムと同一の業者でなければ個人情報の取扱い等責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じる恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	周辺環境調査等業務委託			36
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称（商号）	一般財団法人日本環境衛生センター		
	所在地	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号		
契約金額（税込）	11,107,800円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA館の周辺環境調査の実施、施設稼働状況検討業務および周辺環境保全委員会の資料作成等を行うものである。一般財団法人日本環境衛生センターは、当該施設設計当初から、事前アセス調査の実施や施設基本計画を策定するなど施設の経年状況を的確に把握し、当該施設に係る多岐に亘る調査計画等を策定した業者であり、環境調査結果等を踏まえた、稼働状況のチェック及び技術的、専門的な内容の助言を行える唯一の事業所であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>			

契約案件名	阪南市総合相談事業（地域就労支援）業務委託			37
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35番地の1		
契約金額（税込）	2,579,540円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本業務は、就職困難者に対して、相談者に応じた就労の支援を図るとともに、自らの主体的な判断によって課題を解決することができるよう支援することを目的とし、相談に対する適切な助言及び情報提供に関する業務を行うものである。阪南市人権協会は、特に地域就労支援事業を含む「総合相談」を重要施策として位置づけており、地域の団体により構成されていることから、身近な「駆け込み寺」として市民生活に根付いたものとなっている。地域に根差した、総合的かつ効果的な事業の実施が可能な団体は当協会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	就労生活相談業務委託			38
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社テクノ経営総合研究所		
	所在地	大阪府中央区平野町2丁目3番14号		
契約金額(税込)	792,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市では以前より就労生活相談として株式会社テクノ経営総合研究所と契約している。この間、再訪される相談者については、過去の相談内容、支援内容等を踏まえ、段階的に就労生活相談を行ってきた。相談にあたっては、専門的かつ高度な知識や経験を有し、かつ、相談者の状況に応じた継続的な支援が必要である。以上のことから、本相談業務を委託できるのは株式会社テクノ経営総合研究所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。			

契約案件名	国税連携ASPサービス提供業務委託			39
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	日本電気株式会社 関西支社		
	所在地	大阪府中央区城見1丁目4番24号		
契約金額(税込)	1,056,000円(月額利用料 88,000円)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	電子申告ASPサービス提供業務委託			40
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	日本電気株式会社 関西支社		
	所在地	大阪府中央区城見1丁目4番24号		
契約金額(税込)	1,320,000円(月額利用料 110,000円)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民税課税支援システム利用業務委託			41
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額(税込)	5,100,480円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	住民税の賦課課税業務を適切に遂行するにあたり、当該システムの運用が不可欠であり、また、基幹システムとの連携が求められることから、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（市民税・府民税）		4 2
担当部名	市民部	担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	11,473,942円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（軽自動車税）		4 3
担当部名	市民部	担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	1,745,964円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、軽自動車税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（固定資産税）		4 4
担当部名	市民部	担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	4,803,851円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（納税）		4 5
担当部名	市民部	担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	2,483,404円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	阪南市市税等収納業務委託			4 6
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	りそな決済サービス株式会社		
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号		
契約金額（税込）	2,570,810円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納税者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行う。			

契約案件名	粗大ごみ収集運搬業務委託			4 7
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	41,535,000円（月額・142円×世帯数）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	粗大ごみ収集運搬業務の委託につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づいた書面がし尿処理業者から提出され、検討を重ねた結果、本業務委託の結論に達しました。業務委託開始後は、委託料等の見直しを行い、現在に至っているものであります。  以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社ユニティにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			



契約案件名	指定ごみ袋配布等業務委託			48
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称(商号)	阪南市商工会		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町35番地の4		
契約金額(税込)	2,077,000円(月額・5.2円×冊、在庫管理費用69,841円)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>指定ごみ袋の販売店への配布及び管理業務につきましては、ごみ袋等を販売している市内57店舗(令和5年1月31日現在)の多くが阪南市商工会の加盟店であり、商工会は販売店との迅速な連絡や、急を要する注文・配送などにも対応でき、地元に着した市内販売店を支援する非営利団体として地域の経済活動に取り組んでいます。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは阪南市商工会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	紙製容器包装类等再資源化処理業務委託契約			49
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社阪南リサイクルセンター		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町5丁目42番5号		
契約金額(税込)	2,873,000円(月額・単価は3月中旬頃に見積書を受領する予定)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>紙製容器包装类等再資源化処理につきましては、収集日程表に基づき収集車全車が収集した5品目(紙製容器包装類、古紙、ダンボール、古着・古布、紙パック)を、収集日当日に処理する必要があることから、市内に施設を有しかつ全量を受け入れることができる能力及び計量機等を所有していなければならない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社阪南リサイクルセンターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	一般廃棄物（家庭系ごみ）収集運搬等業務委託			50
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	11,900,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定			
随意契約理由	<p>本業務は、はなていアクション提案事業において、財政面及び市民サービスの向上が図られることが見込まれることより審査会の採択を受け、令和4年度から毎年度契約を更新して最長3年間において業務委託するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。</p>			

契約案件名	地域活動支援センター事業業務委託			5 1
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民福祉課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団		
	所在地	大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号		
契約金額（税込）	21,573,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	地域活動支援センター事業においては「機能強化事業」「リハビリテーション事業加算（機能強化事業加算）」事業を実施しており、精神保健福祉士、看護師、作業療法士、言語聴覚士を配置しなければこれら事業は実施できない。これら事業を総合的に実施できるのは社会福祉法人日本ヘレンケラー財団のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。			

契約案件名	相談支援事業業務委託			5 2
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民福祉課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団		
	所在地	大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号		
契約金額（税込）	6,711,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	相談支援事業は、身体障がい、精神障がい、知的障がいの各障がい特性によって、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、その他障がい者のために必要な支援を行う業務である。本事業の実施には、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、介護支援専門員の配置を必要としている。人員配置を含め、本事業を総合的に実施できるのは社会福祉法人日本ヘレンケラー財団のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。			

契約案件名	アウトリーチ等機能強化事業			53
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民福祉課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	4,588,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	令和3年度から令和4年度の間、生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、同行訪問や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施するために、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会に業務を委託し、事業を実施してきた。令和5年度から重層的支援体制整備事業の一つとしてこの事業を展開することになるが、対象者は変わらないため、継続的な事業を実施できるのは、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。			

契約案件名	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス業務委託			54
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称（商号）	富士通Japan株式会社		
	所在地	大阪府大阪市中心区城見2-2-6		
契約金額（税込）	660,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	生活保護等版レセプト管理システムは、厚生労働省が富士通株式会社に開発契約を受注し、開発を行ったシステムである。本市においては平成29年度より、生活保護等版レセプト管理クラウドサービスを導入している。富士通Japan株式会社は、レセプト電子化対応に関するシステム業務を行っている唯一の事業者である。以上の理由から、本業務を委託できるのは他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市生活困窮者自立支援弁護士業務委託			55
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称（商号）	大阪弁護士会		
	所在地	大阪市北区西天満1丁目12番5号		
契約金額（税込）	660,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>生活困窮者自立支援弁護士業務は、複合的な問題を抱える生活困窮者の状態に応じ、専門的な知識に基づく法律相談を実施し、生活困窮者の自立促進を図ることを目的としている。</p> <p>大阪弁護士会では、生活困窮者に対して、法的知識のみならず福祉施策等の情報提供、相談のノウハウの提供、派遣弁護士の調整や弁護士の監督も行っており、生活困窮者に対して法律相談を安定的に提供する上で不可欠なことである。以上の理由から、本事業を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市生活保護事務等電算システム保守業務委託			56
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称（商号）	北日本コンピューターサービス株式会社		
	所在地	秋田県秋田市南通築地15番32号		
契約金額（税込）	891,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>生活保護システムについては、平成26年12月1日付業務委託契約により、北日本コンピューターサービス株式会社にて、システムを導入している。システム機器保守業務においては、現行システム導入元である北日本コンピューターサービス株式会社以外に委託した場合、不具合発生時に責任の所在が不明確となり、業務に著しい支障が生じるおそれがある。以上の理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	介護給付費審査支払手数料			57
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号		
契約金額（税込）	4,800,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	介護保険法第176条第1項第1号及び第2号の規定により、介護 保険サービス事業者がサービス提供した後の審査及び支払いは、国民 健康保険国保連合会で行うものと定められている。従って、地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するもの である。			

契約案件名	介護保険事務処理電算機器保守委託			58
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	825,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムを同一業者 以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなどの著しい 支障が生じる恐れがあるため、開発運用している株式会社南大阪電子 計算センターでなければ対応できない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定 により、同社と随意契約する。			

契約案件名	介護保険電子計算処理業務委託			59
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,366,093円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市在宅医療・介護連携推進事業業務委託			60
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	2,474,291円（非課税）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険法第115条の4第2項第4号に基づき、在宅医療・介護連携推進事業業務委託ができる唯一の団体は、これまで地域医療を推進してきた実績のある一般社団法人泉佐野泉南医師会である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	介護予防事業運営業務委託			61
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	3,330,275円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本事業は介護保険地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一環として、より早期に介護予防の重要性についての理解を深めるため、一般高齢者を対象に、地域で介護予防事業を実施してきた実績から、介護予防事業運営業務委託ができる唯一の団体は、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託			62
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	23,993,220円（非課税）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険法の改正に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」では、「介護予防給付」から「住民主体の支援」など多様なサービスにより、個別ニーズに即した柔軟なサービスに移行することとしている。生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託ができる唯一の団体は、「住民主体の活動」のコーディネートを行ってきた実績のある社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			



契約案件名	地域包括支援センター業務システム保守委託料			63
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ブレインサービス		
	所在地	大阪府大阪市西区阿波座2丁目4番23号		
契約金額（税込）	1,848,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険課と市内2か所の地域包括支援センターが統一したシステムを導入。リアルタイムに情報共有や給付管理ができる環境を作り、業務効率化を図る。地域包括支援センター業務システムは(株)ブレインサービスが開発・運用しており、保守について同一履行者以外の者に履行させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	特定健診システム受診券発送業務委託			64
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,077,010円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステム及び特定健康診査・特定保健指導システムは、(株)南大阪電子計算センターが開発・運用しており、特定健康診査・特定保健指導システムの運用に欠かすことができず、同一履行者以外の者に履行させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の第1項第2号の規定により同社と随意契約する。</p>			

契約案件名	特定健康診査・特定保健指導等費用支払業務委託			65
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル		
契約金額（税込）	670,646円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。</p> <p>また、連合会に本業務を委託することで統一かつ円滑に行うことができ、統一的な健診医療機関等に対する審査、国への報告等は連合会以外でのを行うことはできない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	特定健康診査委託業務（個別健診）			66
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 大阪府医師会		
	所在地	大阪府天王寺区上本町2丁目1番22号		
契約金額（税込）	15,300,230円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>一般社団法人大阪府医師会は、特定健康診査個別受診業務の受入機関であり、府内市町村国保健康診査の集合契約先である。本業務の府内市町村国保統一かつ円滑に健診な実施、国保連合会への支払業務等は本医師会以外にできない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同団体と随意契約する。</p>			

契約案件名	療養の給付に関する費用の請求に係る審査事務及び診療報酬の支払事務委託 67		
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会	
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内	
契約金額（税込）	10,684,080円（単価契約）		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき		
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。</p> <p>また、連合会に本業務を委託することで統一かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する審査、支払い等を行うことはできない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>		

契約案件名	第三者行為による損害賠償請求権の行使に関する事務委託 68		
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会	
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内	
契約金額（税込）	600,000円（単価契約）		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき		
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。</p> <p>連合会は診療報酬支払業務等を実施しており、業務を統一かつ円滑に行うことができる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>		

契約案件名	保険者事務共同電算処理等事業委託			69
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称(商号)	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内		
契約金額(税込)	6,631,000円(単価契約)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない(強制加入)。</p> <p>また、連合会は本業務を統一かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する支払い、資格審査等を行うことができない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	国民健康保険料等収納業務委託			70
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称(商号)	りそな決済サービス株式会社		
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号		
契約金額(税込)	1,100,000円(単価契約)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市のコンビニ対応納付書は、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納付義務者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。</p>			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（国民健康保険）			7 1
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社 南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	5,297,355円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（後期高齢者医療）			7 2
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4-2-22		
契約金額（税込）	1,593,068円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	国民健康保険人間ドック委託料			73
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康事業準備室	
契約相手方	名称（商号）	阪南市民病院 他29健診機関		
	所在地	阪南市下出17番地		
契約金額（税込）	27,032,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	人間ドック等の健診は一件当たりに要する時間が長く、単一健診機関では実施可能な件数が限られており、より多くの健診機関での実施が不可欠である。また本事業の一部は特定健康診査を兼ねており、特定健康診査実施における技術や知識も有している必要がある。本事業は人間ドック・脳ドック学会が提唱する標準的な実施項目及び大阪府基準規定の特定健康診査内容の健診機能を備えた健診機関でなければ実施することができない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの機能を有する同健診機関と随意契約する。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別胃がん検診）			74
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額949,910円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。個別胃がん検診は胃内視鏡検査の為、検査実施可能な設備や読影体制が必要であり集団の巡回検診では実施が不可能である。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別大腸がん検診）			75
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額570,000円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）			76
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額1,684,980円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）			77
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額10,427,395円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）			78
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	市立貝塚病院		
	所在地	大阪府貝塚市堀3丁目10番20号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額969,380円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。当医療機関は、大阪南部地域において泉州唯一の乳がん診療を行う「乳がん高度検診・治療センター」を設けており、市民は安心して乳がん検診を受けることが出来るととともに、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは市立貝塚病院において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			



契約案件名	保健センター合併処理浄化槽清掃汲取業務委託			79
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	植田清掃		
	所在地	阪南市尾崎町5丁目29-25		
契約金額（税込）	572,880円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	植田清掃は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め、許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この植田清掃が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務委託			80
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人大阪府医師会		
	所在地	大阪府天王寺区上本町2丁目1番22号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：27,737,655円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本事業に対応できる専門知識を有する団体は、大阪府下では一般社団法人大阪府医師会しかなく、本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人大阪府医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市先天性風しん症候群対策における任意予防接種業務委託 81		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会	
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号	
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：568,000円）		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着してあり、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>		

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（高齢者の肺炎球菌感染症） 82		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会	
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号	
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：3,997,120円）		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着してあり、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>		

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病等）			83
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額77,030,000円）			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着し、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>			

契約案件名	阪南市新型コロナワクチンコールセンター等業務委託			84
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社日本旅行		
	所在地	東京都中央区日本橋一丁目19番1号		
契約金額（税込）	19,565,700円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき			
随意契約理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社日本旅行と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	新型コロナワクチン等配送業務委託			85
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ロジクエスト		
	所在地	東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル4階		
契約金額（税込）	4,961,088円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき			
随意契約理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社ロジクエストと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	複写機賃貸借及び保守			86
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社		
	所在地	大阪府中央区今橋2丁目5番8号		
契約金額（税込）	1,458,600円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき			
随意契約理由	<p>本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の一環である。同事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	新型コロナウイルスワクチン接種業務 労働者派遣契約			87
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社フルキャスト		
	所在地	堺市堺区戒島町3-22-1 南海堺駅ビル3階		
契約金額（税込）	6,444,900円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき			
随意契約理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等をすることが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社フルキャストと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	新型コロナワクチン接種クーポン作成等業務委託			88
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	2,614,150円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき			
随意契約理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等をすることが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	石田保育所門扉案内業務委託			89
担当部名	こども未来部	担当課名	こども政策課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	1,121,202円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>石田保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高年齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。</p>			

契約案件名	下荘保育所門扉案内業務委託			90
担当部名	こども未来部	担当課名	こども政策課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	1,121,202円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>下荘保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高年齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。</p>			

契約案件名	鳥取中市有地維持管理業務委託			91
担当部名	都市整備部	担当課名	河川農水課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,088,200円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	有害鳥獣等運搬業務委託			92
担当部名	都市整備部	担当課名	河川農水課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,240,600円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	和泉鳥取駅公衆トイレ清掃業務委託			93
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	860,100円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南スカイタウン内公園・緑地管理業務委託			94
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	9,017,472円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。</p>			



契約案件名	阪南スカイタウン内公衆トイレ清掃、公園清掃業務委託			95
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	2,466,824円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	都市公園・児童遊園美化清掃業務委託			96
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	1,691,400円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	自転車等撤去業務及び自転車等駐車場料金徴収業務委託			97
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	オフィスぱる 代表者 川崎陽子		
	所在地	阪南市尾崎町4丁目15番7号		
契約金額(税込)	16,708,400円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定			
随意契約理由	<p>本業務は、放置自転車の撤去作業及び4駅自転車等駐車場の料金徴収等管理業務である。</p> <p>本契約先については、はなていアクション提案事業(阪南市行財政構造改革プランに基づき実施する行政サービス協働化制度)において、コスト及びサービスの質の両面から提案がなされ、採用となった者である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、提案者であるオフィスぱる 代表者 川崎陽子 と随意契約を行うものである。</p>			

契約案件名	令和5年度阪南市公共下水道管路施設浚渫清掃業務委託			98
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額(税込)	5,032,000円(単価契約: R4参考単価414,700円他4件)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、下水道機能確保のために必要な業務であり、緊急対応ができない場合は、市民生活に多大なる影響が出てしまう。また、管路施設の維持機能向上のためには定期的な清掃が必要となる。</p> <p>さらに、緊急対応時には、時間帯を問わず適切な連絡体制や人員編成をもって現場に短時間で到着できることが求められるため、緊急対応が可能な市内業者が適しており、加えて必要な機材を所有している株式会社ユニティ以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社ユニティと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道使用料徴収業務委託			99
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称(商号)	大阪広域水道企業団阪南水道センター		
	所在地	大阪府大阪市中央区谷町2-3-12マルイト谷町ビル3階		
契約金額(税込)	28,984,000円(見込額)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>本業務は、下水道使用料徴収に係る業務である。</p> <p>下水道使用料はその性質上、水道料金と同時に徴収事務を行うことでメータ検針や電算処理、料金収納といった事務を一元化でき、徴収に係るコストを大幅に削減できる。本市水道事業は大阪広域水道企業団へ移管しており、これらの業務を履行できるのは、公共的団体である大阪広域水道企業団以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、大阪広域水道企業団と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道電算処理業務委託			100
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額(税込)	740,712円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市下水道事業の受益者負担金の賦課・収納等を行うため、当該業者が開発した電算システムを導入運用している。</p> <p>本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務や住民情報システム(COKAS-AD)の固定資産情報を基に受益者負担金データを作成する業務などであり、加えて、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となる。</p> <p>それらの業務を履行できるのは、システム構築を行い、かつ、住民情報システム(COKAS-AD)を管理運用している南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道企業会計システム保守業務委託			101
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	641,520円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、本市下水道事業会計事務の専門性、特殊性を反映した会計システムを構築し運用している。本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務であり、また、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応が必要となる。それらの業務を履行できるのは、システム構築を行った南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（朝日小学校）			102
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中703番地の1		
契約金額（税込）	929,280円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社大洲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（鳥取東中学校）			103
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中703番地の1		
契約金額（税込）	1,186,350円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社大洲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（下荘小学校）			104
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,295,580円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（貝掛中学校）			105
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,302,840円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（舞小学校）			106
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,201,200円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	小学校植木剪定業務委託			107
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	939,077円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターにおいて履行することが可能な業務であり、高齢者雇用の安定促進に寄与するものである。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、同公益社団法人と随意契約する。			

契約案件名	教育委員会ネットワークサーバ及び校内LAN保守管理業務委託 108		
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課
契約相手方	名称(商号)	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	
契約金額(税込)	7,128,000円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>各学校の校内LANを含む教育委員会ネットワークについては、本庁内のサーバ等を介して、データセンターやインターネットに接続している。本庁のサーバ等の情報セキュリティに関わる設定や管理者権限を有する設定については第三者に知られることを避ける必要があり、本市の各種情報ネットワークの設定・保守の業務を委託している株式会社南大阪電子計算センターが現在以上に外部へ知られることなく情報ネットワーク等の設定を扱うことができる唯一の業者である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>		

契約案件名	汚水処理施設維持管理業務委託 109		
担当部名	生涯学習部	担当課名	学校給食センター
契約相手方	名称(商号)	有限会社南工業所	
	所在地	大阪府阪南市貝掛669-2	
契約金額(税込)	2,991,120円		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>学校給食センターの汚水処理施設は構造的には、し尿処理施設の割合が低く、大部分は産業廃棄物処理施設であり、他にはない非常に特殊な構造を持っており、清掃管理、維持管理に分離して業務委託を行うことは、リスクが大きく一体的な維持管理が必要である。</p> <p>有限会社南工業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め、許可している一般廃棄物の収集運搬業者でもあり、現施設を維持管理していくためには、現業者のノウハウは必要不可欠のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		



契約案件名	グリストラップ汚泥処理業務委託			110
担当部名	生涯学習部	担当課名	学校給食センター	
契約相手方	名称(商号)	株式会社クリーンステージ		
	所在地	大阪府和泉市テクノステージ2丁目3-30		
契約金額(税込)	1,442,000円(単価契約)			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>学校給食センターで発生するグリストラップ内の有機汚泥を除去する必要があり、汚泥を最終処分ができる事業者は、泉州地区で唯一汚泥の産業廃棄物の最終処分場を持つ株式会社クリーンステージしかない。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	蒸気ボイラー及び空調保守点検業務委託			111
担当部名	生涯学習部	担当課名	学校給食センター	
契約相手方	名称(商号)	株式会社日本サーモエナー		
	所在地	大阪府堺市堺区市之町東5丁2-11		
契約金額(税込)	916,960円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>学校給食センターの蒸気ボイラーは、滞りなく給食調理を運営するために重要な設備であり、整備に必要な部品等については契約相手方以外からの調達ができないことから、ボイラー設置業者である株式会社日本サーモエナー以外にない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	各種大会運営委託			112
担当部名	生涯学習部	担当課名	生涯学習推進室	
契約相手方	名称（商号）	阪南市体育協会		
	所在地	阪南市光陽台1丁目17番24号		
契約金額（税込）	900,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	「各種大会の業務委託」の場合、本市の生涯スポーツの振興及び社会体育の周知、普及を総合的かつ体系的に行っている体育協会以外には当該契約をできる者が存在しない。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市文化財デジタルアーカイブ保守業務委託			113
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	TRC-ADEAC株式会社		
	所在地	東京都文京区大塚三丁目1番1号		
契約金額（税込）	528,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	文化財デジタルアーカイブシステムはTRC-ADEAC株式会社にてクラウド型プラットフォームシステムで構築、公開を行っており、同社以外に委託した場合、公開を継続することができない。また、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、これらの業務においてもシステムを構築した当該業者でなければ履行できない。 以上の理由により、本業務の委託はTRC-ADEA株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市公共施設予約システム運用保守業務			114
担当部名	生涯学習部	担当課名	中央公民館	
契約相手方	名称（商号）	株式会社パスコ大阪第一支店		
	所在地	大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号		
契約金額（税込）	4,620,000円			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	株式会社パスコは、2005年より、公共施設予約システムを開発し、高度なセキュリティと安定したトータルサービスにより提供し、信頼性の高いサービスを安定稼働している会社である。当市では、この公共施設予約システムを令和4年度より採用し、運用しているものであり、株式会社パスコ大阪第一支店が当該業務等を唯一、保守委託のできる業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			